

区分	19歳未満の扶養親族の数			基準額
		16歳未満 H15.1.2～H30.12.31	16歳以上19歳未満 H12.1.2～H15.1.1	市民税所得割課税額
a	1人	1人	0人	55,800円
	2人	1人	1人	66,900円
		2人	0人	77,100円
	3人	1人	2人	78,000円
		2人	1人	88,200円
		3人	0人	98,400円
	4人	1人	3人	89,100円
		2人	2人	99,300円
		3人	1人	109,500円
		4人	0人	119,700円
5人以上：34,500円に、16歳未満の人数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に11,100円を乗じて得た額を加えた額				
b	1人	1人	0人	191,400円
	2人	1人	1人	198,600円
		2人	0人	211,200円
	3人	1人	2人	205,800円
		2人	1人	218,400円
		3人	0人	231,000円
	4人	1人	3人	213,000円
		2人	2人	225,600円
		3人	1人	238,200円
		4人	0人	250,800円
5人以上：171,600円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額				
c	1人	1人	0人	236,500円
	2人	1人	1人	243,700円
		2人	0人	256,300円
	3人	1人	2人	250,900円
		2人	1人	263,500円
		3人	0人	276,100円
	4人	1人	3人	258,100円
		2人	2人	270,700円
		3人	1人	283,300円
		4人	0人	295,900円
5人以上：216,700円に、16歳未満の人数に19,800円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の人数に7,200円を乗じて得た額を加えた額				